別表第二のうち二　総領事館の表アジアの項中「ヨタキナバル」を削る。

マレーシア	32.7%	2,718	3,057	3,397	3,907	4,586	ア・リンギ

附　則

この政令は、平成二十三年一月一日から施行する。

外務大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　菅　**直**人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百四十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年四月一日とする。

総務大臣　片山　善博
環境大臣　松本　龍
内閣総理大臣　菅　**直**人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十二月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百四十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条の二の四第三項及び第六項、第九条の八第十項、第九条の九第十一項、第十二条第六項及び第十三項、第十二条の二第一項、第十四条第二項、第七項及び第十六項ただし書、第十四条の四第二項、第七項及び第十六項ただし書、第十五条の三の三第三項及び第六項、第十五条の四の二第三項、第十五条の四の三第三項、第二十四条の二第一項並びに第二十四条の六並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律附則第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条の八」を「第七条の十一」に改める。

第五条の八を削る。

第五条の七第二項を削り、同条を第五条の八とする。

第五条の六中「をしたとき、又は前条の規定により」を「又は同条第六項の」に改め、同条を第五条の七とする。

第五条の五を削り、第五条の四を第五条の六とし、第五条の三の次に次の二条を加える。

（熱回収施設における一般廃棄物の処分等の基準）

第五条の四　法第九条の二の四第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。ロにおいて同じ。）の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。次号において同じ。）又は再生に当たつては、次によること。

イ　第三条第一号イ及びロ並びに第二号ハ、ニ、ヘ及びトの規定の例によること。

ロ　一般廃棄物を焼却する場合には、熱回収の効率性の観点から適切なものとして環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。

二　特別管理一般廃棄物の処分又は再生に当たつては、第三条第一号イ及びロ、第四条の二第一号イ(1)及び第二号イからハまで並びに前号ロの規定の例によること。

（認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出）

第五条の五　法第九条の二の四第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る熱回収施設（同項に規定する熱回収施設をいう。以下この条において同じ。）において熱回収を行わなくなつたとき、当該熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該熱回収施設を再開したとき、又は当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の変更をしたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第五条の九中「をしたとき、又は前条の規定により」を「又は同条第六項の」に改める。

第五条の十の見出しを「（廃止の届出）」に改め、同条中「第五条の八ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、若しくは法第九条の九第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は」を削り、「若しくは一部」を「又は一部」に改める。

第五条の十二第二項を削る。

第六条の二中「第十二条第四項」を「第十二条第六項」に改め、同条第一号中「及び次条」を「から第六条の四まで」に改め、同条第二号中「、法第十五条の四の五第一項の許可を受けて輸入された廃棄物以外の廃棄物に限り委託することができることとし、かつ」を削り、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号ホを同号ヘとし、同号ニ中「第十二条第三項」を「第十二条第五項」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法第十五条の四の五第一項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨

第六条の二中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　輸入された廃棄物（当該廃棄物を輸入した者が自らその処分又は再生を行うものとして法第十五条の四の五第一項の許可を受けて輸入されたものに限る。）の処分又は再生を委託しないこと。ただし、災害その他の特別な事情があることにより当該廃棄物の適正な処分又は再生が困難であることについて、環境省令で定めるところにより、環境大臣の確認を受けたときは、この限りでない。

第六条の三中「第十二条第七項」を「第十二条第九項」に改める。